

特定非営利活動法人HANDS 定款

目次

第1章 総 則.....	1
第2章 目的及び事業.....	1
第3章 会員.....	1
第4章 役員及び職員.....	2
第5章 総 会.....	4
第6章 理事会.....	6
第7章 資産及び会計.....	7
第8章 定款の変更、解散及び合併.....	8
第9章 公告の方法.....	9
第10章 雑 則.....	9

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人HANDSという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市太田2丁目14-6 ビリアビル2階に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、障がい者等に対して、就労継続支援A型事業を通じて就労機会を提供し、社会的自立と地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者が
ある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に係る事項

（解 散）

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行い、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

（細 則）

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	斎藤 忠孝
副理事長	田村 辰彦
理事	田中 可織
監事	森本 好美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

正会員入会金	0円
正会員会費	0円
賛助会入会金	0円
賛助会員会費	0円

これは、当法人の定款である

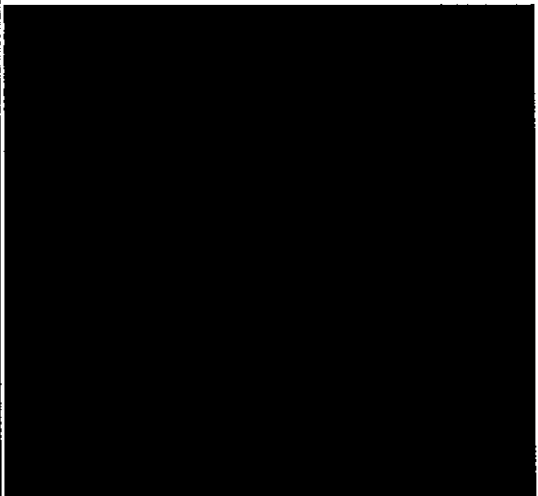
和歌山県和歌山市太田2丁目14-6 ビリアビル2階

特定非営利活動法人HANDS

理事長 斎藤 忠孝

役員名簿

特定非営利活動法人 HANDS

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	サイトウ 妙孝 斎藤 忠孝		無
副理事長	タムラ タツヒコ 田村 辰彦		無
理事	タナカ カオリ 田中 可織		無
監事	モリモト ヨシミ 森本 好美		無

（注意事項）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、障がい者の社会参画や自立支援の重要性が高まる中で、一般企業への就職が困難な方々に対し、働く機会を提供し、安定した生活基盤を築くことが求められています。特に、障がいのある方の中には、一定の支援を受けながら働くことで能力を発揮し、社会の一員として活躍できる方が多く存在します。

こうした現状を踏まえ、私たちは障がい者の皆様が「働く喜び」を感じながら、経済的・社会的自立を実現できる環境を提供するため、就労継続支援A型事業を設立する運びとなりました。

任意団体や会社では獲得が難しい社会的信頼を得るため、そして、公的機関や福祉団体等との連携、個人や企業との各種契約等を円滑に行うため、特定非営利法人の設立が望ましいと考えております。皆様のご理解と幅広いご支援をお願いいたします。

2 申請に至るまでの経過

以前から障害を持つ人々への支援活動の必要性を考えていた有志10人が集まり、設立発起人の意見に賛同した後、それぞれの意思確認を行い、今回の申請をするに至りました。

- ・令和7年 2月 26日発起人会を開き、設立の趣旨や定款、事業計画について審議。
- ・令和7年 3月 6日設立総会を開催。

令和7年 3月 6日

特定非営利活動法人 HANDS
設立代表者 住所又は居所

氏名 齋藤 忠孝

令和 7 年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 HANDS

1 事業実施の方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がいのある方を対象に安定した雇用環境のもとで働きながら職業スキルを取得し、将来的な一般就労を目指せるよう支援します。提供する業務として、障がいのある方は弁当製造を行います	令和7年 6月～ 令和8年 3月	和歌山県 日高郡 日高川町 和佐 2136 老人保健 施設 和佐の 里内	20人	障害者手帳を所持する者 就労意欲があり、一定の作業能力を有する者 A型支援の利用が適切と認められる者	9,160 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	事業費 の 予算額 (千円)
実施予定 なし					

(注意事項)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 上記2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 HANDS

1 事業実施の方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障がいのある方を対象に安定した雇用環境のもとで働きながら職業スキルを取得し、将来的な一般就労を目指せるよう支援します。提供する業務として、障がいのある方は弁当製造を行います	令和 8 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	和歌山県 日高郡 日高川町 和佐 2136 老人保健 施設 和佐の 里内	20 人	障害者手帳を所持する者 就労意欲があり、一定の作業能力を有する者 A 型支援の利用が適切と認められる者	9,910 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	事業費 の 予算額 (千円)
実施予定 なし					

(注意事項)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 上記2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 7年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人HANDS
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
事業収益(作業工賃・販売収入)	9,800,000		
利用者自己負担額	960,000	10,760,000	
5. その他収益			
経常収益計			10,760,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	6,000,000		
法定福利費	900,000		
人件費計	6,900,000		
(2) その他経費			
仕入(原材料)	200,000		
広告宣伝費	10,000		
地代家賃	1,200,000		
通信交通費	200,000		
水道光熱費	500,000		
消耗品費	150,000		
その他経費計	2,260,000		
事業費計		9,160,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	1,200,000		
法定福利費	180,000		
人件費計	1,380,000		
(2) その他経費			
消耗品費	100,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		1,480,000	
経常費用計			10,640,000
当期経常増減額			120,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			120,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			120,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人HANDS
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
事業収益(作業工賃・販売収入)	10,550,000		
利用者自己負担額	1,030,000	11,580,000	
5. その他収益			
経常収益計			11,580,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	6,500,000		
法定福利費	975,000		
人件費計	7,475,000		
(2) その他経費			
仕入(原材料)	250,000		
広告宣伝費	15,000		
地代家賃	1,200,000		
通信交通費	220,000		
水道光熱費	550,000		
消耗品費	200,000		
その他経費計	2,435,000		
事業費計		9,910,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	1,200,000		
法定福利費	180,000		
人件費計	1,380,000		
(2) その他経費			
消耗品費	120,000		
その他経費計	120,000		
管理費計		1,500,000	
経常費用計			11,410,000
当期経常増減額			170,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			170,000
前期繰越正味財産額			120,000
次期繰越正味財産額			290,000